

STOP!!

無届伐採



伐採前に以下(4点)を確認しましょう

①伐採計画に問題ないですか

伐採箇所には、公共施設や公益施設、人家などが近くにありませんか。

伐採後、災害が発生すると地域のみなさんが困ります。特に、伐採・搬出の際に作業道を開設するときは、崩壊や表土の流出が発生しないよう計画する必要があります。

②森林所有者へ確認しましたか

法務局の登記や固定資産税課税明細書等で所有者を特定し、伐採の区域・方法、伐採後の造林の計画など必要事項を十分説明しましたか。共通認識を得るため、書面による確認が必須となります。

③土地の境界を確認しましたか

隣接する森林所有者からも事前に境界を確認しましょう。

伐採後のトラブルを未然に防ぐためにも、必ず森林所有者に直接確認してください。

④必要な手続きを確認しましたか

伐採届出だけでなく、その他の手続きが必要な場合があります。

作業内容に応じて必要な手続きを確認し、許可等を得てから伐採届出の提出をするようにしましょう。

※許可等に関する問合せ先は裏面参照。

上記項目を確認したうえで必ず手続きを行ってください

伐採前30～90日前までに市町村へ届出が必要です。

※森林開発を前提とした伐採は、県へ許可申請が必要です。

伐採後の手続きは、申請・届出の際にご確認ください。

※ 無届伐採は森林法違反です。

森林法第208条により100万円以下の罰金に処される場合があります。

【各種連絡先】

内 容	担 当	連 絡 先
土地の登記事項証明書等	仙台法務局大河原支局	0224-52-6053
農地転用の確認	大河原町農業委員会	0224-87-6277
公共用地占用等 (鉄板設置等)	大河原町地域整備課	0224-53-2445
埋蔵文化財申請・協議	大河原町生涯学習課	0224-53-2758

※上記以外にも作業内容等により必要な場合があります。



無秩序な森林伐採・開発による荒廃や災害を防ぎ、森林の持つ多面的機能を発揮するための適正な森林施業を確保する観点から、立木を伐採する時には市町村または県への届出や許可申請が法律で義務付けられています。

森林環境保全のためにも、適正な手続きにご協力願います。

【問合先】

大河原町役場農政課農業土木係 ☎0224-87-6277

詳しくはホームページをご確認ください。

大河原町 伐採届出 検索

